

調査業務等の内容（実施要綱第 9 条関係）

項目	名 称	実施内容等
調 査	敷地測量調査	発注者提供資料で不足がある場合
	ライフライン調査	- 公表するライフライン関係資料（市ホームページで公表）によるほか、必要に応じた調査を実施する。 - 調査の結果、電柱等の支障移転など必要な調整事項を報告書として取りまとめる。
	地質調査	- 敷地の土質強度等を的確に把握し、基礎構造設計を適切に行うため、必要に応じた調査を実施する。 - 調査で得られた資料を基に、地質・土質を適切に解析し、報告書として取りまとめ提出する。
設計・工事監理	基本設計及び実施設計	公園管理事務所の基本設計及び実施設計
	工事監理	公園管理事務所の工事監理（監理書類作成・品質管理等）
	手続	各種手続
施 工	公園管理事務所の建設	公園管理事務所の新築（建築設備・外構工事を含む）
	手続	各種申請手続
	六価クロム溶出試験（必要な場合）	地盤の改良を行う場合は、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。
	安全確保等の近隣対策	公衆災害の防止に係る安全対策、近隣挨拶や作業後の清掃等、工事現場において一般的に実施する対策
	その他	土地の状況に応じた公園管理事務所の敷地の整備に必要な業務
建物取引	売買・引渡し	公園管理事務所の売買・引渡しに関する業務
その他	その他	本事業において必要となる業務